# もくせいの苑〔契約書別紙〕

## 利用料金

#### 1. 法定料金

介護保険制度等の制度に定められている料金です。介護保険料、居住費、食費が該当します。

## ① 基本サービス料金

・施設サービス費(法定料金)

	1日あたりの	1日あたりの	1日あたりの
	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護度1	6 2 6 円	1,252円	1,878円
要介護度 2	700円	1,400円	2,100円
要介護度3	776円	1,552円	2,328円
要介護度4	850円	1,700円	2,550円
要介護度 5	924円	1,848円	2,772円

※精神科加算含む

\*体制加算一覧表(別途一覧表参照)

#### •居住費

	居住費	食費
第4段階	915円	1, 445円
第3段階	430円	① 650円
		② 1,360円
第2段階	430円	390円
第1段階	0円	0円

- \*多床室の料金になります。
- \*在籍期間中に入院や外泊がある場合は、第4段階の金額をご負担いただきます。
- \*外出等で欠食された場合でも1日の料金をいただきます。
- \*行事食等を希望された方は、差額をいただきます。

なお、実際の負担割合については、市区町村が発行する介護保険負担限度額認定証によります。認定証の発行がない場合は、第4段階の金額となります。

おやつ・飲み物は利用者様の楽しみの一つの為、希望者には毎日提供致します。

誕生日会食	300円増し
行事食(敬老会、正月祝膳)	500円増し
おやつ代1回	100円増し
飲み物代(コーヒーなど)1日	50円増し

### 2. 所定料金

介護保険制度には定められておりませんが、独自に行うサービスを提供するに当たっての料 金です。

① 預かり金出納管理費

1日あたり

20円

② 年金管理費

1日あたり 40円

\*施設に年金管理のご依頼があった方のみにかかる費用です。

③ 証明書発行料

在苑証明書発行	200円
その他証明書発行(施設で発行する証明書等)	200円

④ その他の料金

理美容代・ポリデント・歯ブラシ・箱ティッシュ・郵便物の転送代等は別途料金がかか ります。その他、日常生活にかかる費用は実費をお支払いいただきます。

## 施設利用のお約束

当苑をご利用いただくにあたり、全てのご利用者様とそのご家族様としているお約束です。 ご了承の上、ご利用下さい。

<u> </u>	
面 会	特に時間を制限しておりませんが、できましたら午前8時30分
	から午後7時30分の間でお願いします。面会時は受付けにて面
	会カードにご記入下さい。
飲食物について	面会時、飲食物をお持ちになられた場合は、食事制限をしている
	方もいらっしゃいますので、必ず職員に一声おかけ下さい。また、
	衛生上居室には食べ物を置いていかない様お願いします。
外 出 • 外 泊	原則としてご家族の方が付添われる限りは自由です。ただし本人
	の健康上お断りさせていただくこともございます。届け出用紙が
	ございますので行き先と帰苑時間、食事の有無等ご記入をお願い
	します。
喫 煙	1 階喫煙所にてお願いします。その他の場所ではご遠慮下さい。
飲酒	利用者、ご家族の希望に基づき個別にて相談させていただきます。
所 持 品	備え付けの収容家具に収容できる量でお願いいたします。
<b>佐凯以云</b> 《平》	
施設外での受診	協力病院の医師の指導ではなく、ご自身の希望で他の医療機関を
	受診する場合には、ご家族でお願いします。また、診察結果、処   京薬など贈号にも中し出てさい
# = <b>7</b> 1 7 = 0. #	方薬など職員にお申し出下さい。
備えている設備	居室および共用設備敷地をその本来の用途に従ってご利用下さ
宗 教 活 動	当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような活動はご
	遠慮下さい。
金銭・貴重品の管理等	ご希望により、管理させていただきます。お預かりできるものは、
	金融機関に預け入れている預金の通帳、金融機関へ届け出た印鑑、
	しちゅう エータションフォーングリー ちゃくけい 多質用男をハただ
	有価証券、年金証書です。お預りした場合は別途管理費をいただ

#### 1. 施設内での回診・往診

施設利用料に含まれない医療費の一覧です。

- ・施設医診察費(栄田医院) 定期の回診があります。必要に応じ、臨時の回診も行います。
- ・処方料(武蔵野調剤薬局) 日常生活に必要な、定時の処方薬の料金です。
- ・歯科治療費(おがわ歯科) 往診があります。口腔ケア、義歯の調整などが可能です。
- ・精神科治療費(大久野病院)往診があります。精神科の処方薬は別途料金をいただきます。
- ・眼科治療費(小松眼科) 往診があります。点眼薬等の料金は武蔵野調剤薬局の処方料に含まれます。

#### 2. 予防接種等

- ・インフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン予防接種 毎年 10~翌年 3 月期間内に接種します。別途料金をいただきます。
  - ・肺炎球菌ワクチン 希望される方に接種します。1回接種すると5年間有効です。 別途料金をいただきます。

#### 3. 外部受診

体調不良・けが・皮膚疾患などで、施設の判断で、外部医療機関を受診することがあります。 受診前にご連絡さしあげます。(救急搬送時など、受診が先になることも起こり得ます) 受診費用は施設立替、外部医療機関への支払い後に請求します。

#### 4. 診断書等書類

診断書等の書類発行にかかった費用は実費での請求をいたします。診断書の種類により外部 受診で対応する場合もあります。その場合の医療費は【3.外部受診】と同じ扱いとします。

#### 5. 入院

体調不良等で入院をすることがあります。入院保証金・入院費・入院時の病衣レンタル代・おむつ代等は、ご家族が入院先病院へ直接お支払いください。支払いを施設が代行することも可能です。

※入院中は施設の介護サービス費・食費の負担はありません。

但し、入院中の居住費の負担について以下の通りです。

- ・第4段階の方は、入院中でも居住費(1日915円)の負担があります。
- ・第4段階以外 $(1\sim3$ 段階)の方は、入院から6日を過ぎると居住費(1日915円)の負担があります(減免はありません)。
- 6. 急変時の対応と看取りに関すること

#### 急変時の対応

- 1. ご利用者様が急激な体調変化を来たした場合、当苑では医療機関の受診と同時にご家族 様へ連絡をいたします。連絡先や急変時の搬送先、献体の希望等を入所時にご提示くださ い。また連絡先等に変更がある場合は速やかに当苑にご連絡ください。
- 2. 急激な体調変化を来たした場合、救急救命士や医師から延命措置を希望されるかを確認 される場合があります。予期せず体調が急変されることもあることから、当苑では延命措 置の対応について年1回書面によって確認します。
- ②看取り期の医療について、ご利用者様は「看取り期の医療についての事前調査書」を提出してください。職員はその意思を尊重し、対応致します。また変更がある場合はいつでも申し出ることによって変更することができます。

## 個人情報の開示と利用目的について

#### 1. 個人情報の開示

ご利用者様や身元引受人の方など(以下「ご利用者様等」)が、施設でのサービス内容を充分に理解し、当苑との信頼関係を保ちつつご利用者様のケアをしていくために、当苑は、当苑が所有するご利用者様個人に関する情報を開示・提供することができます。

#### ①開示対象情報

ご利用者様個人が特定できる情報は、原則としてすべて開示の対象です。

- ・契約などに関する情報:契約書、重要事項説明書など
- ・介護サービスに関する情報:主治医の意見書、診断書、アセスメントの結果の記録、ケアプラン、サービスの提供の記録(ケア記録、介護日誌、業務日誌、)、身体的拘束などに係る記録
- ・請求に関する情報:介護報酬など

苦情の内容などの記録、請求書、面会記録、利用者アンケート、事故報告書等はご相談ください。

#### ②情報開示を求め得る人

- ・ご利用者様本人、契約書上の身元引受人様(キーパーソン)。
- ・ご本人様あるいは身元引受人様から委任状を受けている方
- ・警察等。(裁判所の開示要求などの証明書を確認します)
- ・外部からの問い合せ(保険会社・郵便局・銀行など)に対しては、原則として開示しません。

#### ③情報開示の手順

- ●ご利用者様等が自己に関する情報の閲覧、写しを求めた場合には、法人理事長・施設長は、原則としてこれに応じます。その際には、口頭による説明、説明文書の交付、各記録の開示などにより情報の提供ができます。もちろん、ご利用者様等が補足的な説明を求めた時には、施設長・施設職員はこれに応じますし、サービスを提供する上で必要な情報は、適宜説明もします。
- ●個人情報の開示を求めようとする者は、当施設の定めた「個人情報開示申込書」により法人理事長・施設長あてに申し出てください。窓口担当である相談員は、情報開示を求め得る人(②に明記)が申し出ていることを確認してから「個人情報開示申込書」を確認し、明らかに検討が不要な場合は、その場で開示できます。なお、退所された方で、退所年度以降5年を経過している場合には、ご相談ください。
- ●ご本人様または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当施設の業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合などには、開示ができないこともあります。そのような要件にあてはまる可能性のある場合には、開示検討の後に連絡を行う旨を説明します。
- ●検討の必要な場合には、数日中に施設内で協議し、開示できない旨をお話することもあります。 その際には、非開示の結論に至った経過等を説明いたします。また、協議の結果、開示ができる 場合には、申し出た方に開示の日時などをお知らせしますのでご了承ください。

#### 2. 個人情報の利用目的について

当苑では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、利用者の個人情報を以下の目的で利用させて頂きます。これら以外の目的で利用させて頂く必要が生じた場合には、改めてご利用者様より同意を頂くことにしています。同意しがたい事項がある場合には、その旨をお伝え下さい。特にお申し出がない場合は同意を得たものといたします。

なお、個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましては後から同意の撤回、変更をすることが可能です。

#### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1. 施設内部での利用目的
  - ①施設が利用者等に提供する介護サービス
  - ②介護保険事務
  - ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
    - ・入所、退所等の管理
    - 会計、経理
    - 介護事故、緊急時等の報告
    - ・当該利用者様の介護、医療サービスの向上
- 2. 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用目的
  - ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
    - ・利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携 (サービス担当者会議等)、照会への回答
    - ·業務委託(健康診断、理美容等)
    - ・利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
    - ・家族等への心身の状況説明
  - ②介護保険事務
    - ・審査支払い機関等へのレセプトの提出
    - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - ③損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

- 1. 施設内部での利用に係る利用目的
  - ①施設の管理運営業務のうち次のもの
    - ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
    - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等
- 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
  - ①施設の管理運営業務のうち
    - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

#### 【その他】

①入所有無の外部よりの問い合わせ及び面会について

当苑では、利用者様の入所の有無について問い合わせがあった場合は、原則として返答いたしております。また、面会申し込みの際には、原則として利用者様の入所の有無及びお部屋のご案内をさせて頂きます。もし、外部よりの問い合わせ及びご面会を拒否される場合や、特定の方を指定される場合などはお申し出下さい。

②法令に基づく場合について

生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上、国等の公共団体からの協力依頼の場合には、例外と して利用者様の同意を得ることなく利用する場合があります。

3. お便り・ホームページ等への写真掲載について

当苑ではご家族の皆様にも当苑のことやご利用者様の様子を知っていただくため、苑内やご利用 者様の写真を広報誌(きんもくせい)、ホームページに掲載させていただく場合がございます。ま た技術向上のため研修・研修のにも写真を掲載する可能性があります。

ご理解、ご協力のほどお願い致します。

当苑は介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者様等に対して本書に記載された留意点等を説明し、 互いに同意した証として、2通交付し、1通ずつ保有するものとします。

		契約締結日	令和	年	月	日
利用者						
〔住	所〕					
〔氏	名〕	<u> </u>				
(代理人)						
〔住	所〕					
〔氏	名〕	⑩ (続柄	)			

事業者

[事業者名] 社会福祉法人 ゆりかご会もくせいの苑(事業所番号 1374000170)[住 所] 東京都昭島市松原町2丁目9番2号

〔代 表 者〕 理事長 尾西 幸子 ⑩

## ●家族等の連絡先

	氏名		続 柄	■ 書類送付先	■ 身元引受人
	住所	₸	1	1	
1	電話	自宅:	職場:	携帯:	
	備考				
_	氏名		続 柄	□ 書類送付先	口 身元引受人
	住所	₸			
3	電話	自宅:	職場:	携帯:	
	備考				
	氏名		続 柄	□ 書類送付先	□ 身元引受人
	住所	₸			
4	電話	自宅:	職場:	携帯:	
	備考				
	I.				
	氏名		続 柄	□ 書類送付先	□ 身元引受人
	住所	〒			
5	電話	自宅:	職場: 携帯:		
	備考				
		1			
	自由記載	<b>載で優先連絡先</b>			

2025/10 改正

●行事食、誕生日会食、おやつ代、飲み	物代を希望しますか。	
口希望し、差額を支払います	口希望しません	
●急変時の搬送先のご希望について		
口希望はないため救急隊に任せる。		
口希望の病院がある。		)
口希望しない病院がある。		)
*	救急車を要請した際に救急隊に伝える内容です。	
ご希望	に添えない場合もございます。ご了承ください。	
●広報誌、ホームページ等への写真掲載	はついて	
当苑入所中の広報誌、ホームページ等への	の写真掲載について	
□同意します    [	□同意しません	
※備考(ご意見等ございましたらご記入。	ください)	
		)
		)
●献体の希望について		
□ 希望ありません。		`
□ 希望あります。 →		J
※希望がある方は献体登録の書類の	コピーを添えていただけると幸いです。	